

特別勘定のしおり

R246+

変額終身保険（災害加算・I型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

[引受保険会社]



T&Dフィナンシャル生命

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金を保有していることなどによります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

◆ T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス (URL) <https://www.tdf-life.co.jp>

◆ T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル (お客さまサービスセンター)



0120-302-572 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用*
特別勘定グループ (RE型)	安定型 (876)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.33% (税抜 0.30%)
	安定成長型 (877)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.44% (税抜 0.40%)
	成長型 (878)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.55% (税抜 0.50%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
りそなVIグローバル・ バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	りそなアセット マネジメント株式会社	信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行ないます。	6～27 および 74～78
りそなVIグローバル・ バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	りそなアセット マネジメント株式会社	信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目指して運用を行ないます。	28～49 および 79～83
りそなVIグローバル・ バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	りそなアセット マネジメント株式会社	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。	50～71 および 84～88

- * 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。
- ※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※ 変額終身保険（災害加算・I型）では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
- ※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。
- ※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル（お客さまサービスセンター）

 **0120-302-572**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

ホームページアドレス（URL）<https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定（ファンド）についてのご照会先》

 **0120-228-275**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 6
- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 28
- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 50

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 74
- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 79
- 【投資信託】 リそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)
【運用会社】 リそなアセットマネジメント株式会社……………ページ 84

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行います。

<商品分類>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
(<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

3 特色

● 各マザーファンドを通じて、実質的に世界各国の債券、株式およびリートなどに分散投資します。

・各マザーファンドは、対象指数*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。（RMマネーマザーファンドを除きます。）

*各対象指数については「各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について」をご参照ください。

● 中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築を目指します。

○ 先を見据えたシミュレーションにより、中長期的な運用に理想的なポートフォリオを構築します。

・当ファンドでは、過去に起きていなかった事象も今後起こり得ると考え、過去のデータをランダムに組み合わせ、将来起こり得る可能性のある数万通りのシナリオを作成します。このように作成されたマーケット・シナリオに基づきシミュレーションを行い、ポートフォリオを構築します。

○ 運用期間中も資産配分の見直しを行います。

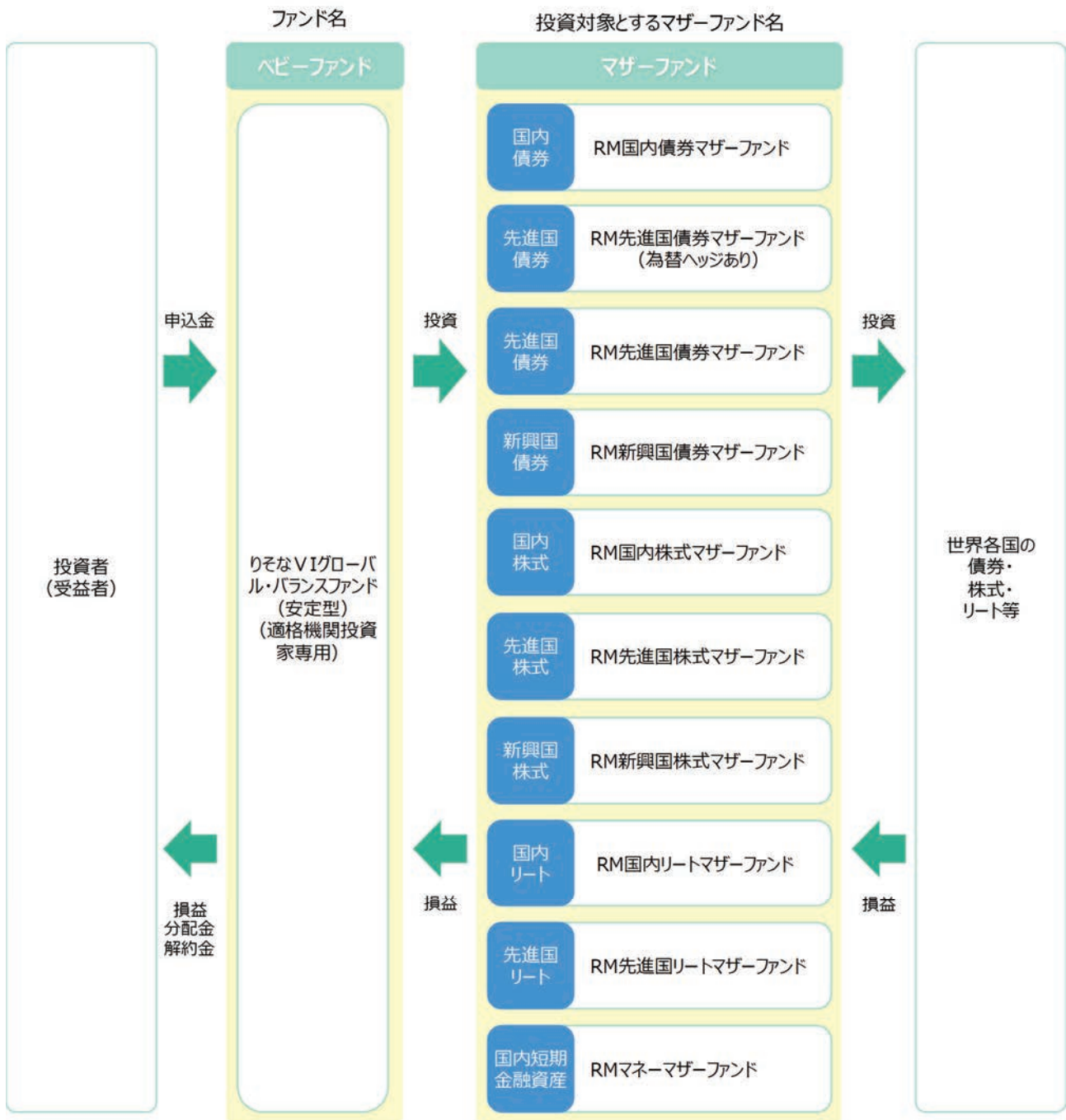
・資産配分の見直しについては、年1回程度の基本的資産配分の策定、および市況動向に応じた資産配分の見直しを行い、売買の執行・投資比率の調整を実施します。

● 実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

・ファンドが外貨建資産として組み入れるRM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）において為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

●RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●RM先進国債券マザーファンド

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●RM新興国債券マザーファンド

「JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）」は、JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）は、J.P. Morgan・セキュリティーズ・エルエルシー（J.P. Morgan Securities LLC）が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

●RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数（TOPIX、配当込み）」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

●RM新興国株式マザーファンド

「MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

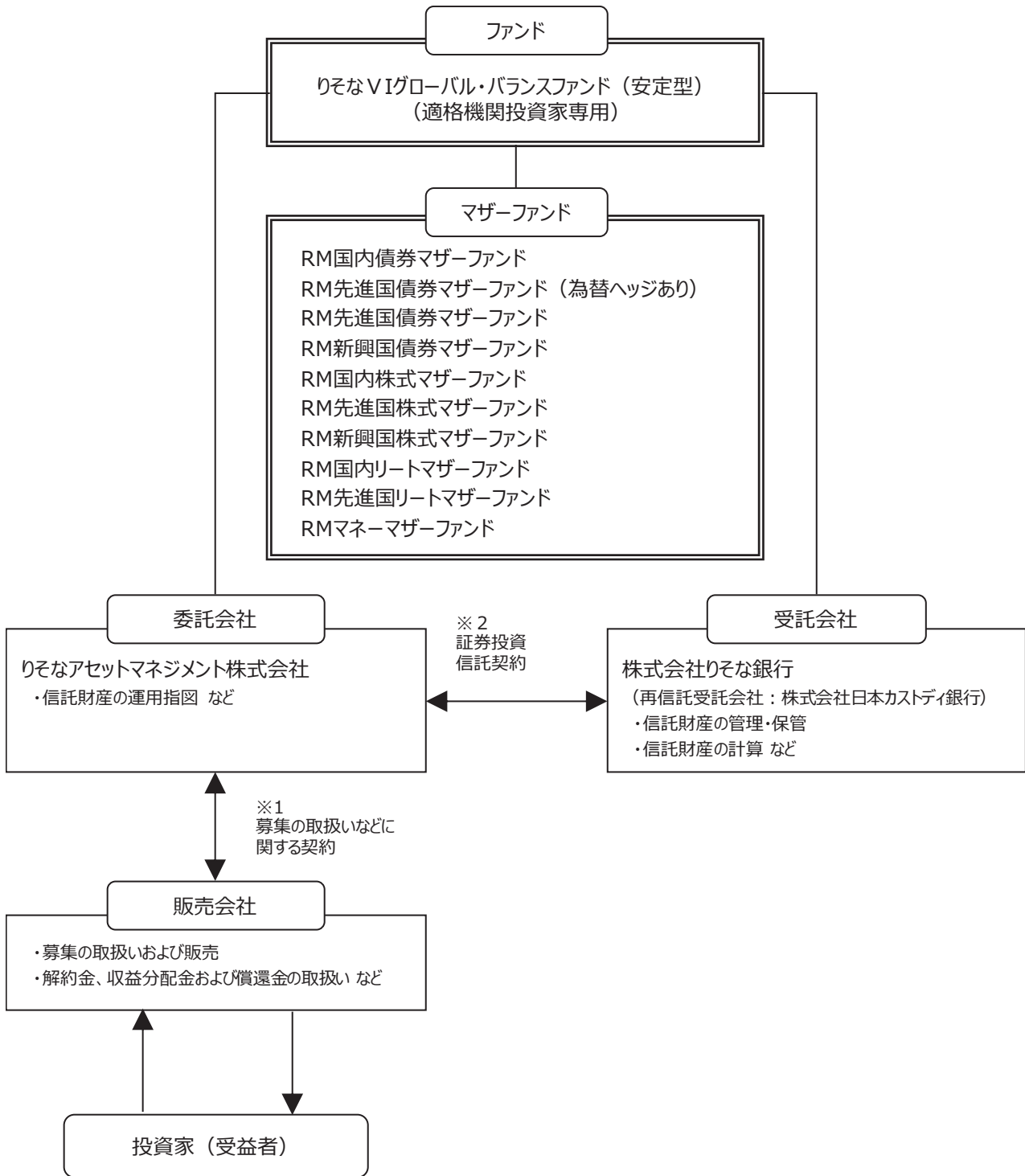
●RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数（配当込み）」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）」は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（REIT）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

4 仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

● 投資方針

信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目指して運用を行います。

● 主な投資対象

RM国内債券マザーファンド受益証券、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券、RM先進国債券マザーファンド受益証券、RM新興国債券マザーファンド受益証券、RM国内株式マザーファンド受益証券、RM先進国株式マザーファンド受益証券、RM新興国株式マザーファンド受益証券、RM国内リートマザーファンド受益証券、RM先進国リートマザーファンド受益証券およびRMマネーマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、信託財産の中長期的な安定性を重視した成長を目的に独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分比率*に基づき決定するとともに、投資環境に応じて変更します。
*基本的資産配分比率は原則として年1回程度見直します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ④ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げる場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

RM国内債券マザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<主な投資対象>

NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券

- ① 主として、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

<投資方針>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<主な投資対象>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている

先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。

- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド

＜投資方針＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国債券マザーファンド

＜投資方針＞

J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・ J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券
- ・ 新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内株式マザーファンド

＜投資方針＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式

- ① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式^(*)（日本の株式を除きます。以下同じ。）
- （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ・先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式^(*)
- （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内リートマザーファンド

＜投資方針＞

東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）

- ① 主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国リートマザーファンド

＜投資方針＞

S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
 - ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式
 - ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
- ① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
 - ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
 - ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
 - ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RMマネーマザーファンド

＜投資方針＞

金融市場の短期金利水準に応じた投資成果と流動性の確保を目指して運用を行います。

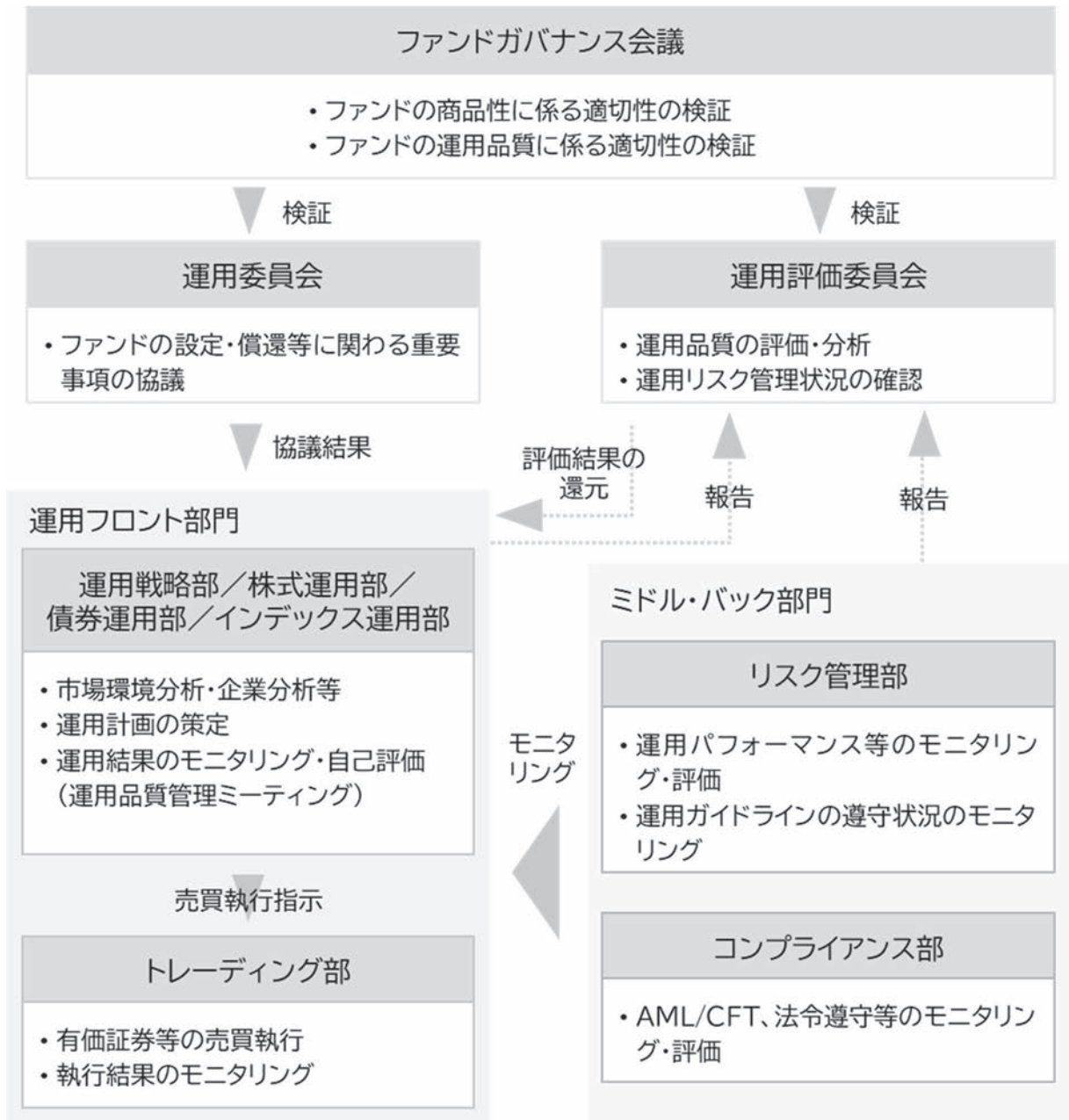
＜主な投資対象＞

国内の公社債

- ① 主として、残存期間の短い国内の公社債への投資により利息等収益の獲得および流動性の確保を図ります。
- ② 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

RM国内債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RMマネーマザーファンド

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 資産配分リスク

複数資産（国内・外の株式、債券、リート等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

- ① ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ③ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ④ 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑤ ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

（2）リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

- ① 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ② 運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取り締り会等に報告します。

※上記体制は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」、「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」および「7. 直物為替先渡取引」に定めるものに限りします。）
 - ③約束手形（①に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④金銭債権（①、②および③に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド受益証券」、「RM新興国債券マザーファンド受益証券」、「RM国内株式マザーファンド受益証券」、「RM先進国株式マザーファンド受益証券」、「RM新興国株式マザーファンド受益証券」、「RM国内リートマザーファンド受益証券」、「RM先進国リートマザーファンド受益証券」および「RMマネーマザーファンド受益証券」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - (1)株券または新株引受権証書
 - (2)国債証券
 - (3)地方債証券
 - (4)特別の法律により法人の発行する債券
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受

- 権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとに限りします。）
 - (17)預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21)外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって(19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券ならびに(14)の証券のうち投資法人債券ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1)預金
 - (2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3)コール・ローン
 - (4)手形割引市場において売買される手形
 - (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (2)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - (3)投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (5)デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
 - (6)一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (7)一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

3. 信用取引

- (1) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとします。かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - ① 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ② 株式分割により取得する株券
 - ③ 有償増資により取得する株券
 - ④ 売出しにより取得する株券
 - ⑤ 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - ⑥ 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（上記⑤に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

4. 先物取引等

- (1) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供ある

いは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 直物為替先渡取引

- (1) 委託者は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - ① 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ③ 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約取引の指図および範囲

- (1) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

11. 資金の借入

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）

期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 9 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1. 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	88,746,952	99.71
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	260,251	0.29
合計（純資産総額）		89,007,203	100.00

2. 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド （為替ヘッジあり）	43,729,123	0.8322	36,394,594	0.8408	36,767,446	41.31
日本	親投資信託 受益証券	RM国内債券マザーファンド	23,022,684	0.9415	21,677,646	0.9335	21,491,675	24.15
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国株式マザーファンド	2,938,206	3.4849	10,239,355	3.8963	11,448,132	12.86
日本	親投資信託 受益証券	RM国内株式マザーファンド	3,352,433	2.3643	7,926,292	2.5302	8,482,325	9.53
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国リートマザーファンド	2,348,327	1.7707	4,158,183	1.8923	4,443,739	4.99
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国株式マザーファンド	689,522	2.1698	1,496,125	2.5447	1,754,626	1.97
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド	1,304,308	1.2709	1,657,656	1.3445	1,753,642	1.97
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国債券マザーファンド	1,124,164	1.4316	1,609,354	1.5555	1,748,637	1.96
日本	親投資信託 受益証券	RM国内リートマザーファンド	517,975	1.4978	775,823	1.6540	856,730	0.96

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.71
合 計	99.71

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3. 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年5月16日)	72	72	0.9702	0.9702
第2計算期間末 (2023年5月15日)	113	113	0.9669	0.9669
第3計算期間末 (2024年5月15日)	149	149	1.0249	1.0249
第4計算期間末 (2025年5月15日)	103	103	1.0267	1.0267
2024年9月末日	97	—	1.0387	—
10月末日	97	—	1.0407	—
11月末日	97	—	1.0412	—
12月末日	97	—	1.0431	—
2025年1月末日	97	—	1.0430	—
2月末日	95	—	1.0336	—
3月末日	94	—	1.0243	—
4月末日	102	—	1.0183	—
5月末日	95	—	1.0298	—
6月末日	96	—	1.0448	—
7月末日	87	—	1.0553	—
8月末日	87	—	1.0612	—
9月末日	89	—	1.0734	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	0.0000
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	0.0000
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	0.0000
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	△2.98
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	△0.34
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	6.00
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	0.18

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは、2021年5月21日より運用を開始しています。

なお、当ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人が行います。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目指して運用を行います。

<商品分類>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

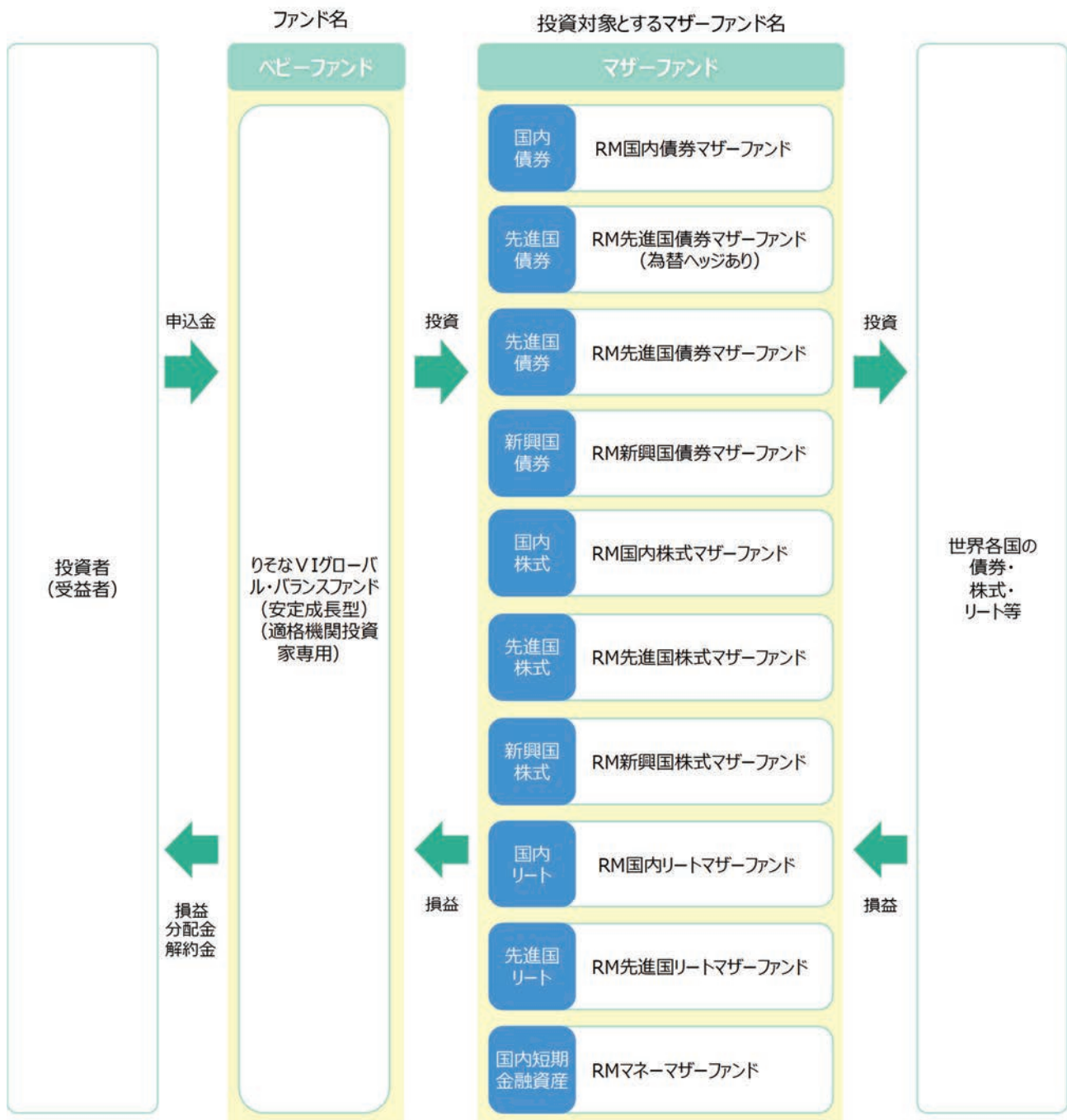
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
(<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

3 特色

- **各マザーファンドを通じて、実質的に世界各国の債券、株式およびリートなどに分散投資します。**
 - ・各マザーファンドは、対象指数*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。（RMマネーマザーファンドを除きます。）
 - *各対象指数については「各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について」をご参照ください。
- **中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築を目指します。**
 - 先を見据えたシミュレーションにより、中長期的な運用に理想的なポートフォリオを構築します。
 - ・当ファンドでは、過去に起きていなかった事象も今後起こり得ると考え、過去のデータをランダムに組み合わせ、将来起こり得る可能性のある数万通りのシナリオを作成します。このように作成されたマーケット・シナリオに基づきシミュレーションを行い、ポートフォリオを構築します。
 - 運用期間中も資産配分の見直しを行います。
 - ・資産配分の見直しについては、年1回程度の基本的資産配分の策定、および市況動向に応じた資産配分の見直しを行い、売買の執行・投資比率の調整を実施します。
- **実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。**
 - ・ファンドが外貨建資産として組み入れるRM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）において為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

●RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

●RM先進国債券マザーファンド

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

●RM新興国債券マザーファンド

「JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）」は、JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）は、J.P. Morgan・セキュリティーズ・エルエルシー（J.P. Morgan Securities LLC）が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

●RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数（TOPIX、配当込み）」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利は MSCI Inc. に帰属します。

●RM新興国株式マザーファンド

「MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利は MSCI Inc. に帰属します。

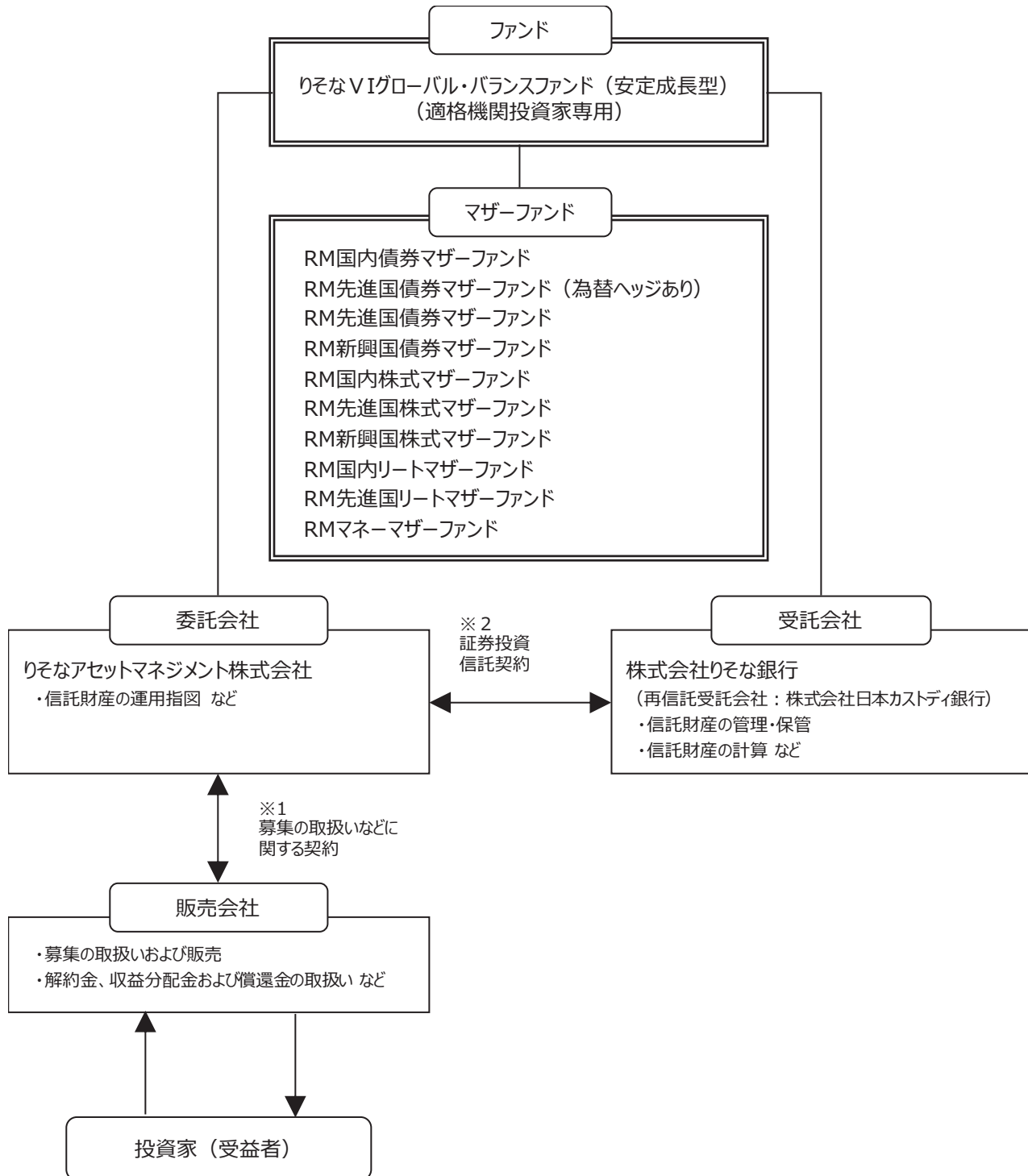
●RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数（配当込み）」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）」は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス LLC が有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（REIT）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス LLC に帰属します。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

● 投資方針

信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目指して運用を行います。

● 主な投資対象

RM国内債券マザーファンド受益証券、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券、RM先進国債券マザーファンド受益証券、RM新興国債券マザーファンド受益証券、RM国内株式マザーファンド受益証券、RM先進国株式マザーファンド受益証券、RM新興国株式マザーファンド受益証券、RM国内リートマザーファンド受益証券、RM先進国リートマザーファンド受益証券およびRMマネーマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、信託財産の中長期的な安定性と成長性のバランスを重視した成長を目的に独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分比率*に基づき決定するとともに、投資環境に応じて変更します。
*基本的資産配分比率は原則として年1回程度見直します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ④ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げる場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

RM国内債券マザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<主な投資対象>

NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券

- ① 主として、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

<投資方針>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<主な投資対象>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている

先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。

- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド

＜投資方針＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国債券マザーファンド

＜投資方針＞

J PモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・ J PモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券
- ・ 新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、J PモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、J PモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内株式マザーファンド

＜投資方針＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式

- ① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式^(*)（日本の株式を除きます。以下同じ。）
- （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ・先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式^(*)
- （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内リートマザーファンド

＜投資方針＞

東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）

- ① 主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国リートマザーファンド

＜投資方針＞

S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
 - ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式
 - ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
- ① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
 - ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
 - ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
 - ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RMマネーマザーファンド

＜投資方針＞

金融市場の短期金利水準に応じた投資成果と流動性の確保を目指して運用を行います。

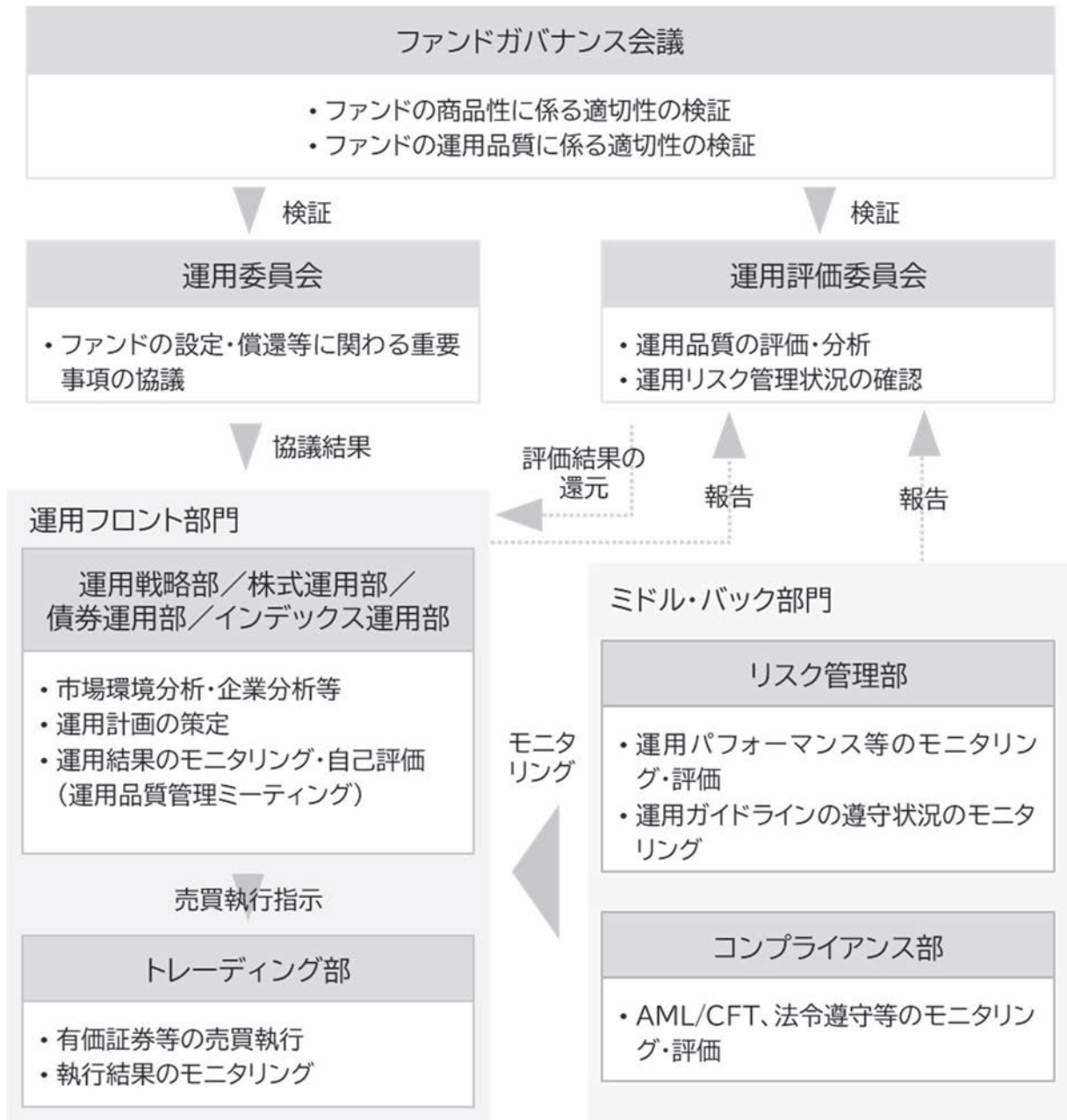
＜主な投資対象＞

国内の公社債

- ① 主として、残存期間の短い国内の公社債への投資により利息等収益の獲得および流動性の確保を図ります。
- ② 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は 3 名程度、運用委員会は 5 名程度、運用評価委員会は 6 名程度で構成されています。

りそなV Iグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

RM国内債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RMマネーマザーファンド

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 資産配分リスク

複数資産（国内・外の株式、債券、リート等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

- ① ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ③ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ④ 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑤ ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

（2）リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

- ① 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ② 運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取り締り役会等に報告します。

※上記体制は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」、「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」および「7. 直物為替先渡取引」に定めるものに限りません。）
 - ③ 約束手形（①に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 金銭債権（①、②および③に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド受益証券」、「RM新興国債券マザーファンド受益証券」、「RM国内株式マザーファンド受益証券」、「RM先進国株式マザーファンド受益証券」、「RM新興国株式マザーファンド受益証券」、「RM国内リートマザーファンド受益証券」、「RM先進国リートマザーファンド受益証券」および「RMマネーマザーファンド受益証券」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受

- 権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとともに限りません。）
 - (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって(19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券ならびに(14)の証券のうち投資法人債券ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - (3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
 - (6) 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (7) 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

3. 信用取引

- (1) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとします。かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - ① 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ② 株式分割により取得する株券
 - ③ 有償増資により取得する株券
 - ④ 売出しにより取得する株券
 - ⑤ 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り）の行使により取得可能な株券
 - ⑥ 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記⑤に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

4. 先物取引等

- (1) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (2) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (3) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供ある

いは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 直物為替先渡取引

- (1) 委託者は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - ① 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ③ 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約取引の指図および範囲

- (1) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

11. 資金の借入

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）

期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 9 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1. 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	279,686,874	99.71
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	812,364	0.29
合計（純資産総額）		280,499,238	100.00

2. 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国株式マザーファンド	22,671,197	3.4424	78,043,329	3.8963	88,333,784	31.49
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド (為替ヘッジあり)	66,919,461	0.8323	55,700,215	0.8408	56,265,882	20.06
日本	親投資信託 受益証券	RM国内債券マザーファンド	45,126,421	0.9414	42,485,731	0.9335	42,125,514	15.02
日本	親投資信託 受益証券	RM国内株式マザーファンド	13,943,393	2.3314	32,508,785	2.5302	35,279,572	12.58
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国リートマザーファンド	11,509,810	1.7636	20,298,701	1.8923	21,780,013	7.76
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国株式マザーファンド	7,199,492	2.1671	15,602,020	2.5447	18,320,547	6.53
日本	親投資信託 受益証券	RM国内リートマザーファンド	3,956,028	1.4861	5,879,054	1.6540	6,543,270	2.33
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド	4,110,877	1.2710	5,225,092	1.3445	5,527,074	1.97
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国債券マザーファンド	3,543,053	1.4317	5,072,589	1.5555	5,511,218	1.96

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.71
合 計	99.71

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3. 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2022年5月16日）	308	308	1.0225	1.0225
第2計算期間末（2023年5月15日）	354	354	1.0669	1.0669
第3計算期間末（2024年5月15日）	267	267	1.2672	1.2672
第4計算期間末（2025年5月15日）	271	271	1.2977	1.2977
2024年9月末日	279	—	1.2742	—
10月末日	284	—	1.3060	—
11月末日	273	—	1.3026	—
12月末日	278	—	1.3253	—
2025年1月末日	277	—	1.3263	—
2月末日	270	—	1.2964	—
3月末日	267	—	1.2790	—
4月末日	262	—	1.2557	—
5月末日	270	—	1.2982	—
6月末日	277	—	1.3317	—
7月末日	278	—	1.3682	—
8月末日	279	—	1.3800	—
9月末日	280	—	1.4112	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	0.0000
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	0.0000
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	0.0000
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	2.25
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	4.34
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	18.77
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	2.41

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは、2021年5月21日より運用を開始しています。

なお、当ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人が行います。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<商品分類>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
(<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

3 特色

● 各マザーファンドを通じて、実質的に世界各国の債券、株式およびリートなどに分散投資します。

・各マザーファンドは、対象指数*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。（RMマネーマザーファンドを除きます。）

*各対象指数については「各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について」をご参照ください。

● 中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築を目指します。

○ 先を見据えたシミュレーションにより、中長期的な運用に理想的なポートフォリオを構築します。

・当ファンドでは、過去に起きていなかった事象も今後起こり得ると考え、過去のデータをランダムに組み合わせ、将来起こり得る可能性のある数万通りのシナリオを作成します。このように作成されたマーケット・シナリオに基づきシミュレーションを行い、ポートフォリオを構築します。

○ 運用期間中も資産配分の見直しを行います。

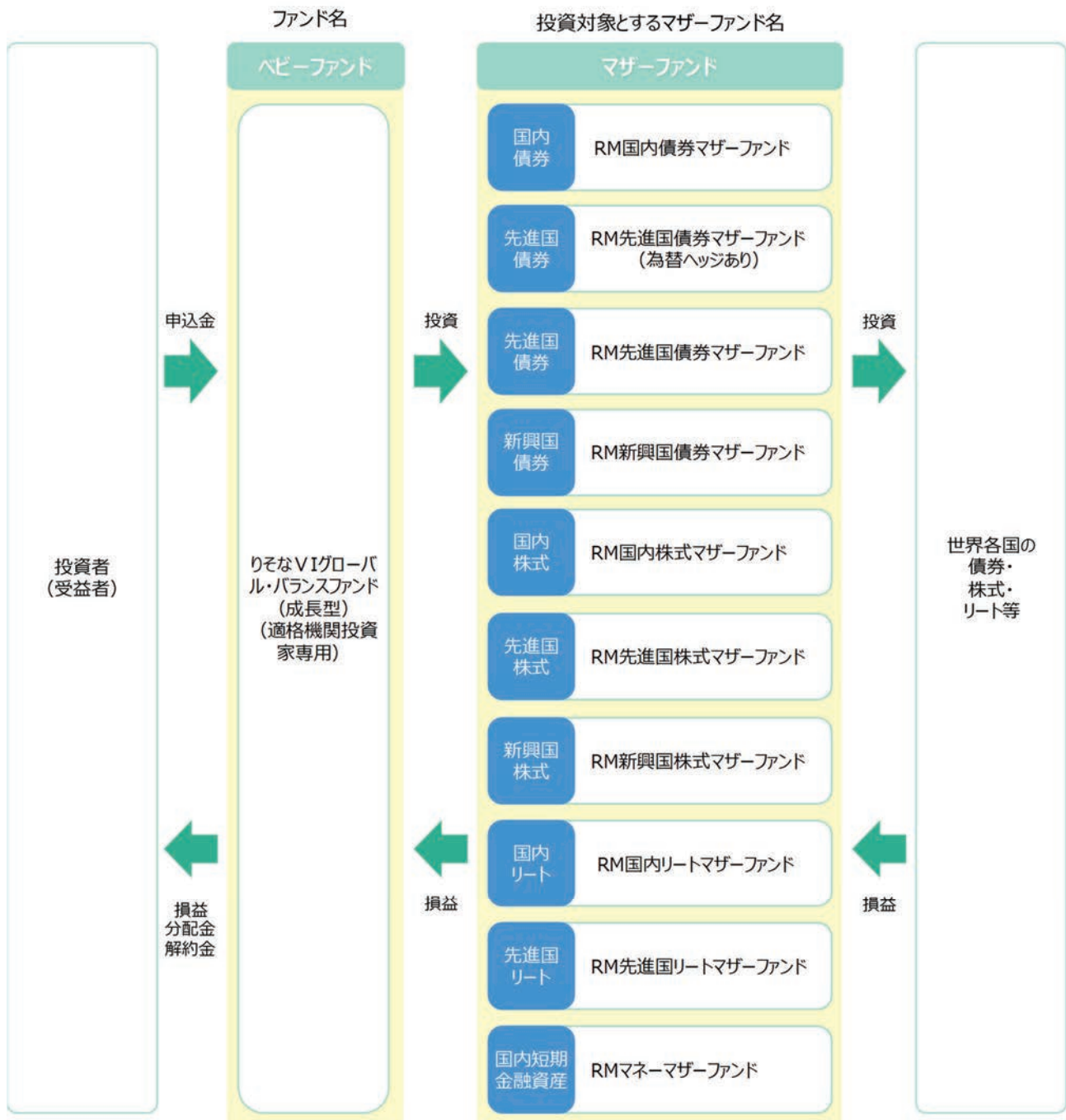
・資産配分の見直しについては、年1回程度の基本的資産配分の策定、および市況動向に応じた資産配分の見直しを行い、売買の執行・投資比率の調整を実施します。

● 実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

・ファンドが外貨建資産として組み入れるRM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）において為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

●RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●RM先進国債券マザーファンド

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE 世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●RM新興国債券マザーファンド

「JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）」は、JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPMorgan GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）は、J.P. Morgan・セキュリティーズ・エルエルシー（J.P. Morgan Securities LLC）が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

●RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数（TOPIX、配当込み）」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA I 指数（米ドルベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

●RM新興国株式マザーファンド

「MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI エマージング・マーケット指数（米ドルベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

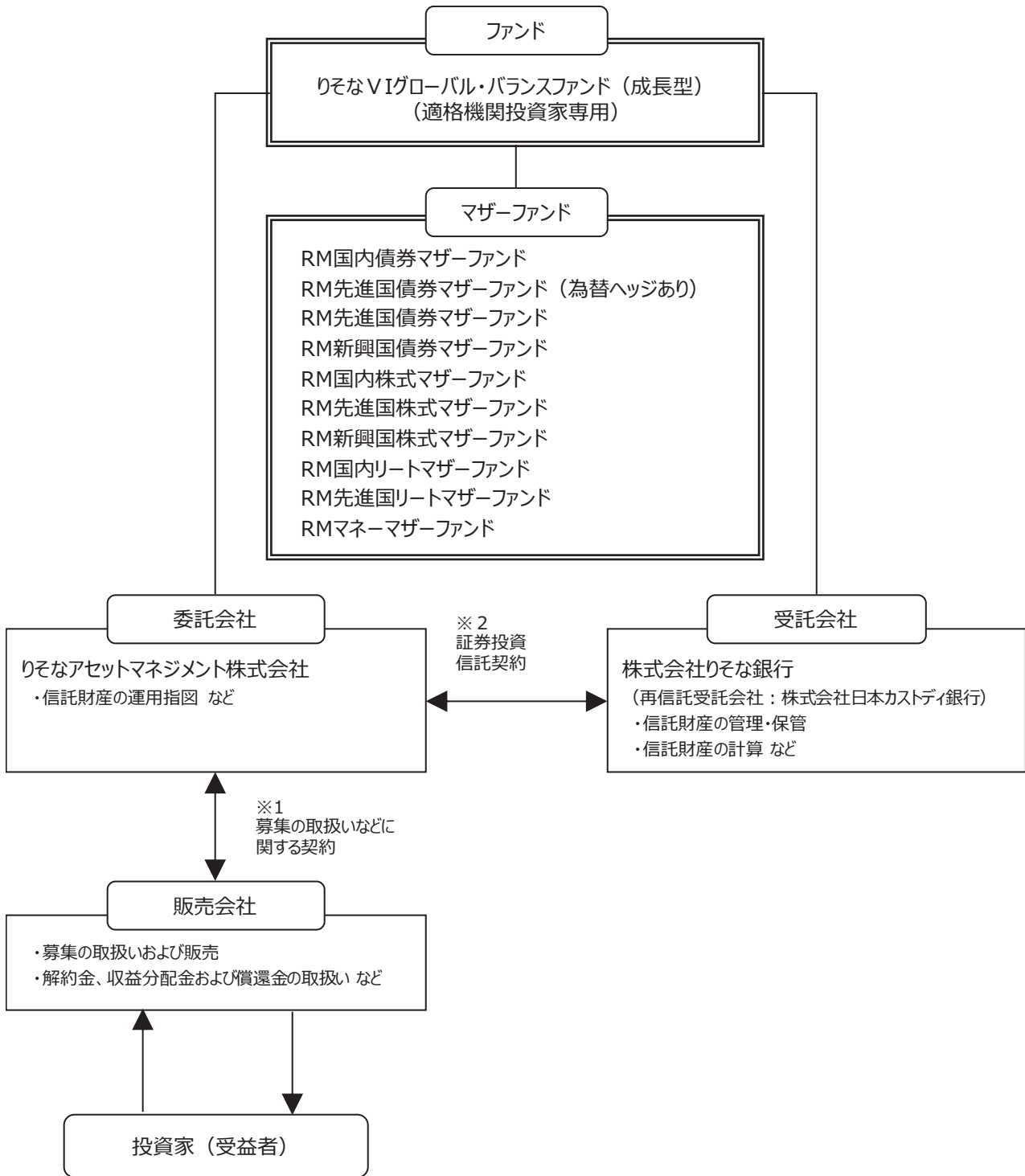
●RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数（配当込み）」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

●RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）」は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（REIT）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

4 仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

● 投資方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

● 主な投資対象

RM国内債券マザーファンド受益証券、RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券、RM先進国債券マザーファンド受益証券、RM新興国債券マザーファンド受益証券、RM国内株式マザーファンド受益証券、RM先進国株式マザーファンド受益証券、RM新興国株式マザーファンド受益証券、RM国内リートマザーファンド受益証券、RM先進国リートマザーファンド受益証券およびRMマネーマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

- ① 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券（リート）等への分散投資を行います。また、債券先物取引、株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）等を利用することがあります。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、信託財産の中長期的な成長を目的に独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分比率*に基づき決定するとともに、投資環境に応じて変更します。
*基本的資産配分比率は原則として年1回程度見直します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、一部為替ヘッジを行います。
- ④ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げる場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

RM国内債券マザーファンド

＜投資方針＞

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券

- ① 主として、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

＜投資方針＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

＜主な投資対象＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動

きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。

- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国債券マザーファンド

＜投資方針＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券

- ① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国債券マザーファンド

＜投資方針＞

J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

- ・ J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券
 - ・ 新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
- ① 主として、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、J PモルガンGB I—EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
 - ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
 - ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
 - ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内株式マザーファンド

＜投資方針＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式

- ① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株

価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。

- ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式^(*)（日本の株式を除きます。以下同じ。）

(*) DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

・先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM新興国株式マザーファンド

＜投資方針＞

MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜主な投資対象＞

・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式^(*)

(*) DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM国内リートマザーファンド

<投資方針>

東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<主な投資対象>

東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）

- ① 主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RM先進国リートマザーファンド

<投資方針>

S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<主な投資対象>

- ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
- ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式
- ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）

- ① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
- ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

RMマネーマザーファンド

<投資方針>

金融市場の短期金利水準に応じた投資成果と流動性の確保を目指して運用を行います。

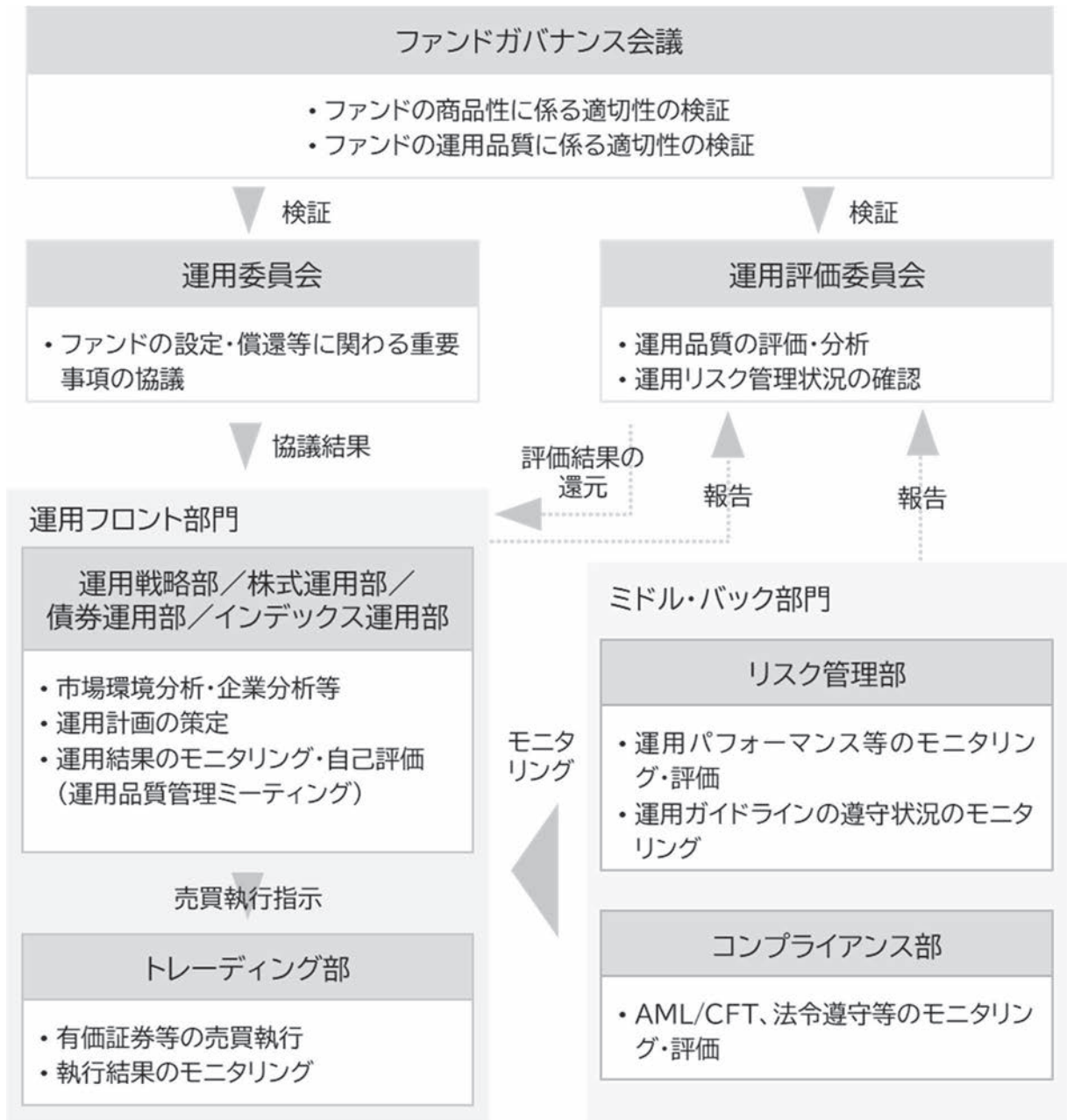
<主な投資対象>

国内の公社債

- ① 主として、残存期間の短い国内の公社債への投資により利息等収益の獲得および流動性の確保を図ります。
- ② 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

りそなV Iグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

RM国内債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国債券マザーファンド

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM新興国株式マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM国内リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RM先進国リートマザーファンド

- ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

RMマネーマザーファンド

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けませんが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 資産配分リスク

複数資産（国内・外の株式、債券、リート等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

- ① ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ③ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ④ 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑤ ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

（2）リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

- ① 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ② 運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取り締り役会等に報告します。

※上記体制は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」、「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」および「7. 直物為替先渡取引」に定めるものに限りません。）
 - ③約束手形（①に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④金銭債権（①、②および③に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券」、「RM先進国債券マザーファンド受益証券」、「RM新興国債券マザーファンド受益証券」、「RM国内株式マザーファンド受益証券」、「RM先進国株式マザーファンド受益証券」、「RM新興国株式マザーファンド受益証券」、「RM国内リートマザーファンド受益証券」、「RM先進国リートマザーファンド受益証券」および「RMマネーマザーファンド受益証券」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - (1)株券または新株引受権証券
 - (2)国債証券
 - (3)地方債証券
 - (4)特別の法律により法人の発行する債券
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受

- 権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとともに限りません。）
 - (17)預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21)外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって(19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券ならびに(14)の証券のうち投資法人債券ならびに(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1)預金
 - (2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3)コール・ローン
 - (4)手形割引市場において売買される手形
 - (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (2)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - (3)投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 - (5)デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
 - (6)一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (7)一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

3. 信用取引

- (1) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - ① 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ② 株式分割により取得する株券
 - ③ 有償増資により取得する株券
 - ④ 売出しにより取得する株券
 - ⑤ 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り）の行使により取得可能な株券
 - ⑥ 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（上記⑤に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

4. 先物取引等

- (1) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (2) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (3) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供ある

いは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 直物為替先渡取引

- (1) 委託者は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - ① 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ③ 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約取引の指図および範囲

- (1) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

11. 資金の借入

- (1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの

りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）

期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 9 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1. 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,626,845,221	99.67
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	5,353,332	0.33
合計（純資産総額）		1,632,198,553	100.00

2. 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国株式マザーファンド	222,771,405	3.4274	763,526,714	3.8963	867,984,225	53.18
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国リートマザーファンド	117,577,626	1.7600	206,936,622	1.8923	222,492,141	13.63
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国株式マザーファンド	76,396,608	2.1695	165,742,442	2.5447	194,406,448	11.91
日本	親投資信託 受益証券	RM国内株式マザーファンド	59,322,185	2.3838	141,412,225	2.5302	150,096,992	9.20
日本	親投資信託 受益証券	RM国内債券マザーファンド	98,285,678	0.9410	92,486,823	0.9335	91,749,680	5.62
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド	23,863,654	1.2731	30,380,818	1.3445	32,084,682	1.97
日本	親投資信託 受益証券	RM新興国債券マザーファンド	20,605,407	1.4351	29,570,820	1.5555	32,051,710	1.96
日本	親投資信託 受益証券	RM国内リートマザーファンド	12,223,138	1.4994	18,327,374	1.6540	20,217,070	1.24
日本	親投資信託 受益証券	RM先進国債券マザーファンド (為替ヘッジあり)	18,746,638	0.8326	15,608,451	0.8408	15,762,173	0.97
日本	親投資信託 受益証券	RMマネーマザーファンド	101	0.9945	100	0.9959	100	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.67
合 計	99.67

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3. 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2022年5月16日）	392	392	1.0641	1.0641
第2計算期間末（2023年5月15日）	1,351	1,351	1.1500	1.1500
第3計算期間末（2024年5月15日）	1,472	1,472	1.5184	1.5184
第4計算期間末（2025年5月15日）	1,533	1,533	1.5725	1.5725
2024年9月末日	1,502	—	1.5217	—
10月末日	1,592	—	1.6008	—
11月末日	1,584	—	1.5914	—
12月末日	1,618	—	1.6362	—
2025年1月末日	1,599	—	1.6344	—
2月末日	1,534	—	1.5776	—
3月末日	1,521	—	1.5421	—
4月末日	1,451	—	1.4823	—
5月末日	1,535	—	1.5660	—
6月末日	1,598	—	1.6245	—
7月末日	1,619	—	1.6972	—
8月末日	1,630	—	1.7108	—
9月末日	1,632	—	1.7695	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	0.0000
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	0.0000
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	0.0000
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	6.41
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	8.07
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	32.03
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	3.56

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは、2021年5月21日より運用を開始しています。

なお、当ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人が行います。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年 5月16日から2025年 5月15日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1. 財務諸表

【りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2024年 5月15日現在	第4期 2025年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	735,735	474,759
親投資信託受益証券	149,215,188	103,323,030
未収入金	9,321,400	-
未収利息	-	4
流動資産合計	159,272,323	103,797,793
資産合計	159,272,323	103,797,793
負債の部		
流動負債		
未払金	9,309,400	-
未払受託者報酬	28,710	15,994
未払委託者報酬	258,323	143,922
その他未払費用	15,273	6,930
流動負債合計	9,611,706	166,846
負債合計	9,611,706	166,846
純資産の部		
元本等		
元本	146,022,180	100,937,357
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,638,437	2,693,590
(分配準備積立金)	5,633,985	5,062,494
元本等合計	149,660,617	103,630,947
純資産合計	149,660,617	103,630,947
負債純資産合計	159,272,323	103,797,793

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
営業収益		
受取利息	-	500
有価証券売買等損益	9,721,700	1,016,842
営業収益合計	9,721,700	1,017,342
営業費用		
支払利息	594	-
受託者報酬	76,090	35,228
委託者報酬	684,677	317,044
その他費用	15,307	6,930
営業費用合計	776,668	359,202
営業利益又は営業損失(△)	8,945,032	658,140
経常利益又は経常損失(△)	8,945,032	658,140
当期純利益又は当期純損失(△)	8,945,032	658,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,904,992	242,714
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△3,879,639	3,638,437
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,953,146	395,408
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,953,146	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	395,408
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,475,110	1,755,681
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,755,681
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,475,110	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,638,437	2,693,590

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

第3期 2024年5月15日現在		第4期 2025年5月15日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	117,092,113円	期首元本額	146,022,180円
期中追加設定元本額	526,775,110円	期中追加設定元本額	25,504,592円
期中一部解約元本額	497,845,043円	期中一部解約元本額	70,589,415円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	146,022,180口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	100,937,357口

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）

3. 計算期間の末日における1単位 当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0249円 (10,249円)	3. 計算期間の末日における1単位 当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0267円 (10,267円)
---	--------------------------	---	--------------------------

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2023年 5月 16日 至 2024年 5月 15日		第4期 自 2024年 5月 16日 至 2025年 5月 15日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,762,747円	A 費用控除後の配当等収益額	2,066,726円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,493,736円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	2,976,896円	C 収益調整金額	2,972,693円
D 分配準備積立金額	377,502円	D 分配準備積立金額	2,995,768円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	8,610,881円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	8,035,187円
F 当ファンドの期末残存口数	146,022,180口	F 当ファンドの期末残存口数	100,937,357口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	589円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	796円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2023年 5月 16日 至 2024年 5月 15日	第4期 自 2024年 5月 16日 至 2025年 5月 15日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期 2024年5月15日現在	第4期 2025年5月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	60,022	157,199
合計	60,022	157,199

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	2,176,641	4,755,307	
	RM国内リートマザーファンド	678,683	992,166	
	RM先進国株式マザーファンド	5,581,632	18,965,827	
	RM新興国株式マザーファンド	971,608	2,104,308	
	RM先進国リートマザーファンド	2,909,310	5,089,837	
	RM国内債券マザーファンド	16,573,178	15,613,590	
	RM先進国債券マザーファンド	1,591,883	2,022,168	
	RM新興国債券マザーファンド	1,421,305	2,034,455	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	62,186,483	51,745,372	
合計		94,090,723	103,323,030	

（注）券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

以下のファンドの現況は2025年9月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	89,125,236 円
II 負債総額	118,033 円
III 純資産総額（I - II）	89,007,203 円
IV 発行済口数	82,921,543 口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.0734 円

III 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	84,814,788	10,368,635
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	50,567,203	7,921,243
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	526,775,110	497,845,043
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	25,504,592	70,589,415

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年 5月16日から2025年 5月15日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1. 財務諸表

【りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）】

1 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2024年 5月15日現在	第4期 2025年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,552,564	1,407,078
親投資信託受益証券	267,106,367	270,847,000
未収入金	19,217,600	-
未収利息	-	13
流動資産合計	287,876,531	272,254,091
資産合計	287,876,531	272,254,091
負債の部		
流動負債		
未払金	16,527,100	-
未払解約金	2,774,436	-
未払受託者報酬	49,095	44,471
未払委託者報酬	605,418	548,431
その他未払費用	22,667	18,269
流動負債合計	19,978,716	611,171
負債合計	19,978,716	611,171
純資産の部		
元本等		
元本	211,415,684	209,322,838
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	56,482,131	62,320,082
(分配準備積立金)	35,151,662	38,358,305
元本等合計	267,897,815	271,642,920
純資産合計	267,897,815	271,642,920
負債純資産合計	287,876,531	272,254,091

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2023 年 5 月 16 日 至 2024 年 5 月 15 日	第 4 期 自 2024 年 5 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日
営業収益		
受取利息	1	1,924
有価証券売買等損益	53,603,166	8,011,433
営業収益合計	53,603,167	8,013,357
営業費用		
支払利息	1,028	-
受託者報酬	112,428	90,713
委託者報酬	1,386,470	1,118,692
その他費用	22,741	18,269
営業費用合計	1,522,667	1,227,674
営業利益又は営業損失 (△)	52,080,500	6,785,683
経常利益又は経常損失 (△)	52,080,500	6,785,683
当期純利益又は当期純損失 (△)	52,080,500	6,785,683
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	18,873,737	706,296
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	22,201,781	56,482,131
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,451,680	4,673,669
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	49,451,680	4,673,669
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,378,093	4,915,105
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	48,378,093	4,915,105
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	56,482,131	62,320,082

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

第 3 期 2024 年 5 月 15 日現在		第 4 期 2025 年 5 月 15 日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	331,841,809 円	期首元本額	211,415,684 円
期中追加設定元本額	355,648,324 円	期中追加設定元本額	16,226,333 円
期中一部解約元本額	476,074,449 円	期中一部解約元本額	18,319,179 円
2. 計算期間の末日における受益権 の総数	211,415,684 口	2. 計算期間の末日における受益権 の総数	209,322,838 口
3. 計算期間の末日における 1 単位 当たりの純資産の額	1.2672 円	3. 計算期間の末日における 1 単位 当たりの純資産の額	1.2977 円
1 口当たり純資産額		1 口当たり純資産額	
(10,000 口当たり純資産額)	(12,672 円)	(10,000 口当たり純資産額)	(12,977 円)

りそなV I グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2023年 5月 16日 至 2024年 5月 15日		第4期 自 2024年 5月 16日 至 2025年 5月 15日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 4,942,524円	A	費用控除後の配当等収益額 5,180,468円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 28,219,976円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 898,919円
C	収益調整金額 21,330,469円	C	収益調整金額 23,961,777円
D	分配準備積立金額 1,989,162円	D	分配準備積立金額 32,278,918円
E	当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 56,482,131円	E	当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 62,320,082円
F	当ファンドの期末残存口数 211,415,684口	F	当ファンドの期末残存口数 209,322,838口
G	10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,671円	G	10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,977円
H	10,000口当たり分配金額 0円	H	10,000口当たり分配金額 0円
I	収益分配金金額(I=F×H/10,000) 0円	I	収益分配金金額(I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2023年 5月 16日 至 2024年 5月 15日	第4期 自 2024年 5月 16日 至 2025年 5月 15日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期 2024年5月15日現在	第4期 2025年5月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	15,374,973	5,084,567
合計	15,374,973	5,084,567

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	9,408,560	20,554,881	
	RM国内リートマザーファンド	4,273,863	6,247,960	
	RM先進国株式マザーファンド	29,747,433	101,078,802	
	RM新興国株式マザーファンド	8,360,109	18,106,324	
	RM先進国リートマザーファンド	11,753,237	20,562,288	
	RM国内債券マザーファンド	17,124,564	16,133,051	
	RM先進国債券マザーファンド	4,135,944	5,253,889	
	RM新興国債券マザーファンド	3,692,629	5,285,629	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	93,287,077	77,624,176	
合計		181,783,416	270,847,000	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

以下のファンドの現況は2025年9月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	280,966,894 円
II 負債総額	467,656 円
III 純資産総額（I－II）	280,499,238 円
IV 発行済口数	198,760,314 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4112 円

III 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	309,174,935	6,995,981
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	102,235,959	72,573,104
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	355,648,324	476,074,449
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	16,226,333	18,319,179

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年 5月16日から2025年 5月15日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1. 財務諸表

【りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2024年 5月15日現在	第4期 2025年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,068,931	15,235,467
親投資信託受益証券	1,467,781,981	1,528,993,399
未収入金	101,874,200	-
未収利息	2	146
流動資産合計	1,577,725,114	1,544,229,012
資産合計	1,577,725,114	1,544,229,012
負債の部		
流動負債		
未払金	101,725,400	-
未払解約金	-	6,513,050
未払受託者報酬	227,841	253,367
未払委託者報酬	3,569,409	3,969,321
その他未払費用	84,764	101,822
流動負債合計	105,607,414	10,837,560
負債合計	105,607,414	10,837,560
純資産の部		
元本等		
元本	969,512,513	975,109,088
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	502,605,187	558,282,364
(分配準備積立金)	338,618,101	343,333,989
元本等合計	1,472,117,700	1,533,391,452
純資産合計	1,472,117,700	1,533,391,452
負債純資産合計	1,577,725,114	1,544,229,012

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2023 年 5 月 16 日 至 2024 年 5 月 15 日	第 4 期 自 2024 年 5 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日
営業収益		
受取利息	86	12,373
有価証券売買等損益	382,622,614	64,889,618
営業収益合計	382,622,700	64,901,991
営業費用		
支払利息	4,268	-
受託者報酬	417,876	501,669
委託者報酬	6,546,524	7,859,251
その他費用	85,077	101,822
営業費用合計	7,053,745	8,462,742
営業利益又は営業損失 (△)	375,568,955	56,439,249
経常利益又は経常損失 (△)	375,568,955	56,439,249
当期純利益又は当期純損失 (△)	375,568,955	56,439,249
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	78,435,082	6,181,519
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	176,317,579	502,605,187
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,960,905	77,869,632
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	140,960,905	77,869,632
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,807,170	72,450,185
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	111,807,170	72,450,185
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	502,605,187	558,282,364

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 2024 年 5 月 15 日現在	第 4 期 2025 年 5 月 15 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,175,474,958 円	969,512,513 円
期中追加設定元本額	482,839,107 円	145,030,397 円
期中一部解約元本額	688,801,552 円	139,433,822 円
2. 計算期間の末日における受益権 の総数	969,512,513 口	975,109,088 口
3. 計算期間の末日における 1 単位 当たりの純資産の額	1.5184 円	1.5725 円
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	(15,184 円)	(15,725 円)

りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日		第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 28,583,563円	A	費用控除後の配当等収益額 29,042,441円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 268,550,310円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 21,215,289円
C	収益調整金額 163,987,086円	C	収益調整金額 214,948,375円
D	分配準備積立金額 41,484,228円	D	分配準備積立金額 293,076,259円
E	当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 502,605,187円	E	当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 558,282,364円
F	当ファンドの期末残存口数 969,512,513口	F	当ファンドの期末残存口数 975,109,088口
G	10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 5,184円	G	10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 5,725円
H	10,000口当たり分配金額 0円	H	10,000口当たり分配金額 0円
I	収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I	収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

りそなV I グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期 2024年5月15日現在	第4期 2025年5月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	第4期 自 2024年5月16日 至 2025年5月15日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	203,393,649	50,608,858
合計	203,393,649	50,608,858

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	29,648,445	64,772,957	
	RM国内リートマザーファンド	12,691,028	18,553,013	
	RM先進国株式マザーファンド	264,918,076	900,165,130	
	RM新興国株式マザーファンド	86,076,075	186,423,563	
	RM先進国リートマザーファンド	115,390,634	201,875,914	
	RM国内債券マザーファンド	15,342,119	14,453,810	
	RM先進国債券マザーファンド	23,092,289	29,334,134	
	RM新興国債券マザーファンド	20,617,020	29,511,202	
	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	100,833,526	83,903,576	
	RMマネーマザーファンド	101	100	
合計		668,609,313	1,528,993,399	

（注）券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

以下のファンドの現況は2025年9月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,645,531,854 円
II 負債総額	13,333,301 円
III 純資産総額（I－II）	1,632,198,553 円
IV 発行済口数	922,382,873 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7695 円

III 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2021年5月21日～2022年5月16日	376,977,718	7,776,329
第2期	2022年5月17日～2023年5月15日	871,379,937	65,106,368
第3期	2023年5月16日～2024年5月15日	482,839,107	688,801,552
第4期	2024年5月16日～2025年5月15日	145,030,397	139,433,822

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ご契約の際には必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）
兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。

（お問合せ、ご照会は）
[募集代理店]

（ご契約後のご照会は）
[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

